

## 介護老人保健施設 グリーンビレッジ藤 訪問リハビリテーション料金表

介護保険3割負担額（地域区分別単位単価・6級地 10.33円） 2024年6月1日実施

### <保険内サービス>

別紙 2

費用項目	金額	内 訳
訪問リハビリテーション費	955 円/回	1回につき20分以上
短期集中リハビリテーション実施加算	620 円/日	退院(所)日又は認定日から起算して3月以内に集中的に個別リハビリを行った場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	744 円/日	認知症の診断があり、リハビリにより生活機能の改善が見込まれると判断された場合 退院(所)日又は訪問開始日から起算して3月以内、1週に2日を限度
リハビリテーションマネジメント加算イ	558 円/月	リハビリテーション計画書について理学療法士等が利用者又は家族に説明し同意を得た場合 3月に1回以上リハビリテーション会議の開催
リハビリテーションマネジメント加算ロ	660 円/月	リハビリテーション計画書について理学療法士等が利用者又は家族に説明し同意を得た場合 3月に1回以上リハビリテーション会議の開催 リハビリテーション計画書等の内容等を厚生労働省へデータ提出
事業所の医師が利用者又はその家族に説明し、同意を得た場合	837 円/月	リハビリテーション計画書について事業所の医師が利用者又はその家族に説明し、同意を得た場合
口腔連携強化加算	155 円/月	口腔の健康状態の評価を行い、歯科医療機関、介護支援専門員へ情報提供 歯科医師又は歯科衛生士と相談体制を確保している場合
退院時共同指導加算	1,860 円/回	病院又は診療所から退院するに当たり、事業所の医師又は理学療法士等が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を実施した後に通所リハビリテーションを行った場合
移行支援加算	53 円/日	ご利用者様のADL及びIADLを訪問リハビリにより向上させ通所介護等へサービスを移行させ社会参加へ積極的に取り組んだ場合。
サービス提供体制強化加算	19 円/回	勤続年数7年以上の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の1名以上配置

## 介護老人保健施設 グリーンビレッジ藤 介護予防訪問リハビリテーション料金表

介護保険3割負担額（地域区分別単位単価・6級地 10.33円） 2024年6月1日実施

### <保険内サービス>

費用項目	金額	内 訳
訪問リハビリテーション費	924 円/回	1回につき20分以上
12月超え減算	93 円/回	利用開始月から12月超えた場合の減算
短期集中リハビリテーション実施加算	620 円/日	退院(所)日又は認定日から起算して3月以内に集中的に個別リハビリを行った場合 退院(所)日又は認定日から起算して1月以内は1週につき2日以上、40分以上/日、 1月以上3月以内は1週につき2日以上、20分以上/日
口腔連携強化加算	155 円/月	口腔の健康状態の評価を行い、歯科医療機関、介護支援専門員へ情報提供 歯科医師又は歯科衛生士と相談体制を確保している場合
退院時共同指導加算	1,860 円/回	病院又は診療所から退院するに当たり、事業所の医師又は理学療法士等が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を実施した後に通所リハビリテーションを行った場合
サービス提供体制強化加算	19 円/回	勤続年数7年以上の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の1名以上配置

※ 1月にご利用された介護保険サービスの合計単位数が介護保険被保険者証に記載された「区分支給限度額」を超えた場合、超過分は保険対象外(全額自己負担)となりますのでご了承下さい。

※ 通常の事業の実施地域を超えた場合の交通費は徴収致します。

※ なお、上記金額・内訳につきましては、厚生労働大臣が定める基準により変更されることがありますのでご了承下さい。